

広島県私立幼稚園設置等認可基準

(趣旨)

第1条 本県幼稚園教育の充実発展を図るため、私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置及び収容定員に係る認可については、法令に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(名称)

第2条 幼稚園の名称は、本県内の既設幼稚園と同一又は紛らわしいものであってはならない。

(設置者)

第3条 幼稚園の設置者は学校法人とする。ただし、収容定員を変更する場合はこの限りではない。

(適正配置)

第4条 幼稚園の位置は、立地条件及び教育上適切な環境に定めるとともに、幼稚園の設置及び収容定員の増員については、安定した園児の確保について、十分な見通しが示されていないなければならない。

(開設等の時期)

第5条 幼稚園の開設時期及び収容定員変更の時期は、原則として4月1日とする。

(幼稚園の規模等)

第6条 幼稚園の学級数の最低規模は、原則として6学級（200人）とする。ただし、過疎地域、住宅団地等において、幼稚園教育の必要性が認められ、かつ幼稚園経営の安定性が見込める場合においては、3学級（100人）とすることができる。

2 学級の規模は、次のとおりとし、混合学級については、原則として認めない。ただし、教育上支障のないと認められる場合には、満3歳児を3歳児の学級に所属させることができる。なお、園則には年齢別の定員及び1学級当たりの幼児数が明らかになるよう記載しなければならない。

満3歳児	1学級	30人以内
3歳児	1学級	30人以内
4歳児	1学級	35人以内
5歳児	1学級	35人以内

(資産)

第7条 設置者は、基本財産としてその教育に必要な施設設備及び運用財産として幼稚園の経営に必要な資金を有しなければならない。

- 2 基本財産は、原則として負担付き（担保に供せられている等）であってはならない。
- 3 運用財産は、年間経常的予算の概ね6分の1以上に相当する額以上を有していなければならない。

(園地)

第8条 園舎敷地及び運動場（以下「園地」という。）は、幼稚園設置基準面積以上を設置者が所有しなければならないものとする。

ただし、設置者が所有権を取得できないことについて合理的な理由があり、かつ教育上支障のないと認められる場合については、幼稚園設置基準面積の1/2以内を借地とすることができる。

- 2 国又は地方公共団体等からの借地であって、設置者が所有権を取得できないことについて合理的な理由があり、かつ教育上支障のないと認められる場合については、前項を適用しない。
- 3 園地に借用部分がある場合は、当該施設を長期にわたり、安定して使用する条件を設置者が有していなければならない。
- 4 当該幼稚園に隣接しない園地については、次に掲げる条件を満たす場合は、これに含めることができる。
 - 一 園児の移動が容易であること。
 - 二 園児移動及び利用の安全が確保されていること。
 - 三 利用が教育上有益であること。

(負債の承継)

第9条 学校法人の設立に要する資金のうち、学校法人に承継する負債については、原則として認めない。

(既設幼稚園の定員減)

第10条 既設の幼稚園の収容定員の減員に係る認可については、幼児1人当たりの運動場及び園舎の面積が増加する等教育条件の向上が図られるときは、園舎、運動場の基準面積及び第8条の規定にかかわらず、これを認めるものとする。

附 則

- 1 この基準は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 私立幼稚園認可処理方針（昭和49年6月3日知事決裁）は、廃止する。

附 則

この基準は、昭和62年7月8日（総務部長決裁の日）から施行する。

附 則

この基準は、平成4年7月1日（県民生活部長決裁の日）から施行する。

附 則

この基準は、平成13年12月21日（環境生活部管理総室長決裁の日）から施行する。

附 則

この基準は、平成18年10月16日（県民生活部総務管理局长決裁の日）から施行する。

附 則

この基準は、平成21年7月27日（環境県民局総務管理部長決裁の日）から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月30日（環境県民局県民生活部長決裁の日）から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。